

さっぽろ 95 市議会 だより

平成24年 第2回札幌市議会定例会終わる

第2回定例会

平成24年度一般会計補正予算などを可決	1
再生可能エネルギーの導入促進に向けた 環境整備を求める意見書などを可決	1
代表質問から	4

その他

「決算特別委員会のインターネット中継を 実施します！」ほか	9
----------------------------------	---

2012 8

平成24年8月夏 No.95



平成24年度 一般会計補正予算などを可決

可決された
主要議案

区分	件名と内容	議決結果
予算案	<p>平成24年度各会計補正予算（2件） 次の経費などを追加するものです。</p> <p>感染症予防費（平成24年9月から実施する不活化ポリオワクチンの予防接種委託費用を追加）</p>	可決 （全会一致）
条例案	<p>札幌市公文書管理条例案 公文書管理の基本的事項を定め、公文書の適切な管理、市政上重要な文書の保存および利用を図ることにより、市民との情報共有を進めることを目的として新たに制定するものです。</p> <p>札幌市住民基本台帳条例等の一部を改正する条例案 市町村行政の合理化および外国人住民の利便の推進を目的とした、外国人登録法の廃止、住民基本台帳法の一部改正等により、外国人住民についても日本人と同様に住民票が作成されることになり、これに伴って所要の改正を行うものです。</p> <p>札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案 老朽化した東橋団地（中央区北1条東15丁目）を廃止するとともに、幌北団地および下野幌団地の建て替え事業の実施に伴って、これらの団地の一部（幌北団地のうち北24条西3丁目、下野幌団地のうち青葉町8丁目）を廃止するものです。</p>	可決 （全会一致または賛成多数）
その他の議案	<p>北九条小学校および手稲中学校改築工事請負契約締結の件 北九条小学校、手稲中学校の改築に係る主体工事について、伊藤組土建株式会社と請負契約を締結するものです。</p>	可決 （全会一致）

平成24年第2回定例会は、5月30日から6月13日までの15日間開かれました。代表質問は、6月5日から3日間行われ、6人の議員がそれぞれ会派を代表して、市政に関する諸問題について質問しました。最終日までに、平成24年度一般会計補正予算や、札幌市公文書管理条例案など議案17件、諮問1件、意見書11件が全会一致または賛成多数で可決されました。

可決された
意見書

意見書とは、市政の発展に必要な事柄の実現を、国会や政府などに要請するため、市議会の意思を決定し、表明するものです。

けいれん性発声障害（SD）の周知及び治療環境の整備を求める意見書

けいれん性発声障害（SD）とは、発声時に喉の筋肉が過度に緊張するため声に異常をきたす病気であり、脳の大脳基底核という部分の異常によって起こるジストニアの一種で運動障がいと考えられていますが、原因は明らかになっていません。

また、この病気の認知度は極めて低く、全国的に適正な診断・治療を行うことのできる医療機関が少ないことから、現在の患者数は約2千人と言われていますが、潜在的な患者は2万人とも推定されています。

治療法は、対症療法に限られ、手術のほか、喉の筋肉の緊張を和らげるボツリヌス毒素注射がありますが、保険適用外であるため、治療

に多額の医療費を要し、通院にかかる宿泊・交通費の負担も大きなものとなっております。

このため、次のとおり、政府に要望するものです。

- ①SDの実態調査を実施すること
もに、医療機関や学校関係者に病気の周知を行い、患者・家族に対する相談および支援体制を確立すること。
- ②早期にボツリウムトキシン注射に保険を適用すること。
- ③医師の派遣など、遠隔地でもSDの治療が受けられるよう環境を整備すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっております。

また、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、再生可能エネルギーの開発などを雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化を図ることが必要です。

このため、次のとおり、国会および政府に要望するものです。

- ①被災自治体に対する復興費について、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ず

ること。

- ②医療、介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化への対応、農林水産業の振興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。

- ③地方財政の充実・強化を図るため、国税5税の法定率の改善とともに、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

義務教育費の財源確保を求める意見書

現在、小中学生を持つ保護者は、給食費、修学旅行費、教材費などの負担があり、また、生活保護・就学援助受給世帯が急増している中、子どもたちの教育を保障するために、政府による教育予算の拡充が最優先課題と言えます。

このため、教育予算の確保・充実を図るため、次のとおり、国会および政府に要望するものです。

- ①国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1を復元すること。
- ②義務教育無償を実現するため、

保護者負担を軽減するよう教育予算を拡充すること。

- ③「新教職員定数改善計画(案)」を確実に実施し、教職員定数の改善を早期に行うこと。

- ④学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしていますが、導入促進に向けた環境整備は不十分です。

このため、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、次のとおり、政府に要望するものです。

- ①グリーン投資減税の拡充を実施すること。
- ②買取価格・期間の設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示すこと。
- ③再生可能エネルギー発電事業に係る規制・制度改革を確実に実施し、進ちよく状況の管理の

ための機関等を設置すること。

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正を求める意見書

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によつて被爆者援護施策を行っていますが、原爆被害に対する償いはされていません。

日本国民の命を守り、再び被爆者をつくらないために、国が一日も早く原爆被害を償うことが必要です。

このため、再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する救援拡充を内容とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正を行うよう国会および政府に要望するものです。

東日本大震災及び福島原発事故により県外へ避難している方に対する支援の継続と充実を求める意見書

東日本大震災および福島原発事故により、県外へ避難している方は、福島県、宮城県、岩手県からの避難者だけでも、全国で7万人を超えています。しかし、避難者を受け入れている自治体などにおいては、支援の継続が不確定となっており、避難している方は、いまだ生活基盤が安定せず、精神的負担は計り知れません。

このため、避難者の受け入れ自治体への財政的支援を拡充し、東日本

大震災および福島原発事故により県外へ避難している方に対する支援の継続と充実を図るよう、政府に要望するものです。

「防災・減災二ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期に建設された道路や橋、上下水道などの社会インフラは現在、建設後50年を迎え、老朽化が進んでいます。

災害が起きる前に、老朽化した社会インフラへの公共投資を短期間で集中的に行うことにより、全国で防災機能の向上が図られるとともに、社会全体に需要を生み出すことにもなります。

このため、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、次のとおり、政府に要望するものです。

- ①道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を計画的に行うこと。
- ②電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- ③地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、社会福祉施設など地域の防災拠点

の耐震化および防災機能の強化を推進すること。

社会福祉法人に対する指定都市の指導監査権限の強化を求める意見書

現在本市は、所管する180の社会福祉法人などに対し、適正な運営を確保するため、法令に基づき指導監査を実施しています。

本市に主たる事務所を置き、本市において事業の大部分を行っている法人は、所轄庁が都道府県知事、または厚生労働大臣となるため、本市は市内にある施設などの指導監査は実施できても、施設などを運営する法人に対して、改善命令や業務停止命令などを行うことはできません。

施設などの適正な運営を確保するためには、法人と施設などの一体的な指導が必要な場合もあります。

このため、指定都市の域内に主たる事務所を置く法人に対する指導監査権限を強化するよう、国会および政府に要望するものです。

北海道を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないうことを求める意見書

現在、幌延町において、高レベル放射性廃棄物の深地層における処分技術の研究計画が進められています。研究終了後は地下施設を埋め戻すとしていますが、福島第一原発事

故に伴い放射性廃棄物処理・処分問題が急浮上し、幌延町を最終処分場とすることが懸念されます。

北海道は、2000年11月に幌延町および核燃料サイクル開発機構（現在の日本原子力研究開発機構）と「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」との三者協定を結んでいます。また、北海道は、食料自給率187%（2009年度）を誇る日本の食料生産地であり、自然豊かな大地を守り、次世代に引き継ぐことこそ、日本における北海道の果たすべき役割です。

このため、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないうよう、北海道に要望するものです。

UR賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

UR賃貸住宅は、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅です。

団地には、居住者の自治会活動が結果して良好なコミュニティが形成されており、防災活動も活発に取り組まれ、地域の防災拠点としての役割も果たしています。また、高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安全な居住の場となっています。「居住者の居住の安定」を確保し、

「安心して住み続けられる公共住宅」を持続させることは政府の責務です。

このため、UR賃貸住宅を公共住宅として継続するよう、次のとおり、政府に要望するものです。

- ①都市再生機構の特殊会社化を行わず、UR賃貸住宅を今後も公共住宅として継続すること。
- ②これまでの国会附帯決議などを十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
- ③公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

北海道の最低賃金は生活保護水準との乖離が大きく、その速やかな解消が緊急の課題となっています。

特に北海道のような非正規雇用比率が高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題です。

このため、本年度の北海道最低賃金の改定に当たっては、生活保護水準との乖離を早期に解消し、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うよう政府に要望するものです。

代表質問から

6人の議員の質問と、市長などの答弁を紹介します。

自民党・市民会議

ばんよしな
伴良隆 議員



教育行政の在り方

(子どもの習熟度を上げる取り組み)

問 本市における独自のテスト、札幌市学習実況調査は、全校を対象とした調査ではなく、抽出調査です。また、他都市のほとんどが独自テストを毎年実施している中で、本市は3年に一度です。

現状では日本全校の中での自身を比較するのは難しく、客観性が著しく不足しています。全国の子と比較することは、学習の情報

を提供し、その子の可能性を最大限に引き出すきっかけになります。

そのような中で、子どもたちの習熟度を向上させるための取り組みを把握し、各学校、他の自治体とその取り組みを比較することは、子どもや保護者、教員にとっても、さまざまな課題の抽出として欠かせないものです。

各学校の間で学力の差があるのが現状であり、その差を埋めることが必要ですが、どのように考えていますか。

答 一人一人の子にも日常的にきめ細かな指導と評価を進めることによつて、学ぶ力を身に付けさせることが大切であると認識しています。

そのような取り組みを通して、それぞれの学校の実践力を高め、本市全体の学力の向上に努めていきたいと考えています。

問 基礎学力、基礎体力はもとより、スポーツ、芸術など、本市の学校教育として目指すべき具体的な数値目標を設け、目標に向かって本市が全力で取り組むべきと考えますが、いかがですか。

一人一人の子にも応じた適切な教育を進め、生涯にわたって自ら学ぶ子どもの育成に努めており、そのような観点から、学校で好きな授業があるという子どもの割合について数値目標を掲げるなどしているところです。

答 一人一人の子にも応じた適切な教育を進め、生涯にわたって自ら学ぶ子どもの育成に努めており、そのような観点から、学校で好きな授業があるという子どもの割合について数値目標を掲げるなどしているところです。

今後とも、学校教育の充実に向けた適切な目標の在り方について検討していきたいと考えています。

都市経営の在り方

問 本市らしい都市経営とは、地理的、気候的な特性と、多様な都市機能の集積と、独自性や優位性を最大限に発揮して、本市の経済と文化を活性化させながら、市民生活を豊かにしていくことであると思います。

公共事業や民間の経済活動が積極的に行われなければ、経済波及効果が大幅に上がることはなく、市民所得や税収の増加と雇用拡大が生まれにくいことは、明白な事実です。

今こそ、20年後、30年後の将来を見据えて、札幌にふさわしい産業基盤を整備するための公共投資を考える必要があると思います。公共投資の条件は、国際観光文化都市など、本市が目指す都市ビジョンの実現に向けて合致することがキーポイントであり、さらに、国内、海外の都市とダイレクトにつながることや、経済成長と雇用拡大に大きく貢献する見込みがあることなどが重要です。

そこで、本市に必要な公共投資と公共事業とは何か、市長就任以降、市長自らが経済波及効果を期待した代表的な公共事業は何か、また、その予算規模と経済波及効果をどのように分析しているのか、伺います。

答 政令都市移行前後に集中的にさまざまな公共投資が行われて都市整備が行われましたが、40年を経過して老朽化が進んだ建築物がたくさんあり、これらの維持や補修が、ますます増大してきます。また、今後の人口構造の激変、高齢化に対応して、保育所や高齢者向けの福祉施設の整備などが求められています。さらに、東日本大震災を契機に、太陽光発電など、新しいエネルギーシステムへの対応が喫緊の課題になっています。そのような新たな課題や時代が要請するものに対する公共投資は、今後も必要だと考えています。

本市は、これまでも、国際観光文化都市の玄関口としてふさわしい都心部の整備のために、札幌駅前通地下歩行空間や創成川通の整備などを行ってきました。これらの事業は、周辺の民間ビルの建て替えを誘発するなど、大きな経済波及効果を生み出してきたと考えています。

駅前通地下歩行空間の事業費は約250億円でしたが、沿道の主要なビルが、建て替えられることになった場合に、合計で1000億円以上の投資が行われると試算しており、事業費に対し、4倍の投資効果が得られる公共工事であると考えています。

問 丘珠空港を今後どのように活用していくかは、本市の都市経営問題でもあります。有効な公共投

資対象を失わないように、北海道の動きを待つ受け身ではなく、丘珠空港の継続的な活用に対し、今こそ本市の英知を結集し、積極的に取り組むべきですが、いかがですか。

また、市長は、丘珠空港について、どのような展望を描いていますか。

答 本市は、行政機関や民間事業者などと平成23年5月に丘珠空港活性化プログラムを策定し、今後も空港の活性化に向けて積極的な取り組みを進めていきます。また、丘珠空港の将来展望については、周辺住民の皆さま方との合意事項や、国の航空政策や航空業界の動向など、幅広い意見を伺いながら、中長期的な視点に立ち、考えていきたいと思っています。

その他の質問

- エネルギー問題
- 公契約条例
- 福祉行政の在り方



民主党・市民連合
はやしせいじ
林清治 議員

まちづくり戦略ビジョン

問 まちづくり戦略ビジョンは、超高齢社会、人口減少というかつ

て経験したことのない時代を迎えるに当たって、本市が将来に向かってくるようなまちづくりに取り組むかの方向性を定める重要な計画です。

現在、審議会での議論が進んでいますが、重点的に取り組む課題として、地域、経済、環境の三つの分野で検討が進められ、つながりと支え合いによる安心で魅力ある地域づくり、創造性を生かした産業群の形成、持続可能な都市を構築するスマート札幌の推進という、三つのテーマが重点戦略の柱として上げられています。

そこで、地域、経済、環境という三つの重点テーマが、なぜ、これからの都市運営において重点戦略として位置づけられることになるのか、市長の考えを伺います。

答 本市の人口は、直近の推計によると、平成27年をピークに減少に転じることが予想されており、10年後の人口構造は急激に変化をし、現在と比較すると、年少人口は10%以上減少し、単身の高齢者世帯は30%以上増加すると予想されています。これまでに以上に、人のつながりによって安心して暮らせる地域づくりが求められています。

また、生産年齢人口の減少に伴い、市内の総生産など経済規模の縮小、減少といったことが予想される中で、足腰の強い経済基盤の確立が急務となっております。

さらに、東日本大震災を契機として、原発に依存しない社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及や、自立分散型のエネルギーシステムの導入を進めるとともに、これらの環境産業の創出にも取り組むなど、環境・エネルギー施策をまちづくりの核に位置づけるということも重要な視点であると考えています。

問 まちづくり戦略ビジョンでは、目指すべき都市像を見据えて、これまでになかった課題や重点的な取り組みの方向性が打ち出されること

が想定されます。第3次札幌新まちづくり計画に掲げられた計画事業の実施によって、安心して活力あふれる街を実現することは最優先されるべきと考えますが、市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街を実現するためには、新たな理念や方向性についても積極的に取り入れることが望まれます。

今後、まちづくり戦略ビジョンの中で提示される新たな課題や取り組みについては、具体化に向けた検討を、スピード感を持って進めてほしいと考えていますが、今後どのように施策展開をしよつとしているのか、具体的な考えを伺います。

答 審議会での検討と並行して、今夏にも市内での重点施策に関する検討を行った上で、まちづくり戦略ビジョンの策定と同時に施策が展

開できるように、第3次新まちづくり計画の追加補強を行い、次年度以降の事業化に結びつけていきたいと考えています。

保健師の役割

問 超高齢社会の到来が目前に迫り、地域における人とのきずな

も希薄化する中で、孤立死など痛ましい事例を二度と繰り返さないためにも、市民による見守り活動や、地域に密着した行政支援などを二層充実する必要があります。

また、社会が抱える健康問題も多様化し、すべての世代を通じて健康をめぐる課題は山積しています。このような現状だからこそ、市民の健康を守り、支える保健師には、より二層、専門性を発揮してほしいと思っています。

2013年度に保健師採用数を増やすということは、保健師の活動に期待するものが大きいと推察しています。今後、保健師にどのような役割を期待しているのか、市長の考えを伺います。

答 保健師の役割は、地域住民の健康を守ることにあります。今後は、保健師が、支援を必要とする市民へ積極的にアプローチすることや、地域との関わりを二層深めていくことが必要だと考えています。

具体的には、家庭や地域へ出向き、身近な地域での相談者としての役割

を担うこと。また、適切な在宅療養の環境を整えて、地域におけるサポート体制の調整役を担うこと。そして、健康づくり活動や町内活動を行う方々との協働によって、健康の増進、介護や認知症などの予防活動を地域で推進していくといった役割も、期待しているところですよ。

問 まちづくりセンターを保健師が定期的に巡回し、市民相談や健康づくりの支援をする仕組みも求められています。区保健福祉部に配置されている保健師の体制整備も、同時に大変重要なことと考えます。より効果的・効率的に保健師を活用していくには、組織的な仕組みづくりと区役所の体制整備も重要ですが、どのように進めようと考えていますか。

答 今後の社会構造の変化や市民ニーズの多様化に対応し、より効果的かつ効率的な区保健福祉部の組織体制を構築するために、区保健福祉部の在り方検討グループを設置し、検討を進めています。

また、具体的な業務の進め方を検討するため、保健師職によるプロジェクトも設置しました。これらによる検討の成果を区保健福祉部における地域保健福祉活動の体制整備に結びつけ、より効果的な保健師の活用を図っていきたくと考えています。

その他の質問

- 財政問題
- 環境産業の創出
- 節電対策

公明党

あしはらすすむ
芦原進 議員



介護保険制度改正

問 わが国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進行し、

2042年ごろまでは高齢者人口は増加し続ける一方で、現役世代の割合は減少し、2055年には高齢者1人を現役世代1.3人が支える社会が到来すると言われていています。高齢者を支える現役世代が減少する中で、老後の生活を尊厳ある豊かなものにするためには、在宅介護の支援強化の充実が欠かせません。そのためには、医療、介護、住まい、生活支援サービスが連携し、包括的な支援を行う地域包括ケアの推進が重要です。そして、特に力を入れるべきなのが医療と介護の連携強化です。

今回の介護保険制度改正では、新たなサービスとして、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら24時間体制で行う定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護と訪問

看護など複数のサービスを組み合わせ、一体的に提供する複合型サービスの2種類が創設されました。新サービスの普及も含め、医療と介護の連携強化を積極的に支援していくべきですが、いかがですか。

答 24時間対応型の新サービスについては、昨年度のモデル事業の実施により事業の周知が図られ、サービスの利用が順調に進んでいます。今後も、市民や事業者の理解を進め、必要な方にサービスが行き渡るよう、普及啓発に努めていきたいと考えています。

また、区と地域包括支援センターが連携して、困難事例の処遇などを検討するために開催する地域ケア会議などの場において、医療と介護に関わる関係者の相互理解の促進と情報の共有を図ることで、顔の見える関係づくりを積極的に進めていきたいと考えています。

問 認知症高齢者グループホームは、高齢者が認知症を患ったなど、要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域の中で暮らせるよう支援する地域密着型サービスの一つです。

認知症ケアについては、家族の心理的負担も大きく、在宅介護には十分な支援が必要です。認知症高齢者とその家族の双方が安心できる地域包括ケアの実践には、認知症ケアに知識と経

験を有するグループホームを活用することが効果的だと考えています。

認知症高齢者グループホームの今後の整備について、介護サービスの質の向上を含め、どのような視点で進めていくのか、伺います。

答 認知症の方々にとって、少人数の家庭的な環境の中で二人一人の個性が尊重され、それぞれの生活リズムに合った個別ケアが提供されることは大変有効な支援になると考えています。今後、手厚い介護が必要な利用者や医療ニーズが高い利用者であっても、可能な限りその人らしく、安心して暮らし続けられる質の高いグループホームの整備を、重点的に進めていきたいと考えています。

通学路の安全対策

問 京都市で集団登校中の児童の列に、居眠り運転をする車が突っ込み、10人の死傷者が出る痛ましい事故が起きました。その後も、悲惨な事故が連続して発生しており、わが会派にも、保護者をはじめ、多くの市民から不安と心配の声が寄せられています。あらためて、通学路における具体的な安全対策が、早急に求められています。

通学路の安全を確保するため、現在、通学路はどのように指定していますか。また、どのような安全対策を

とついでいますか。

答 通学路は、スクールゾーン実行委員会での協議などを踏まえて、学校長が指定しています。危険箇所については、関係機関に改善要望を行うなど、安全確保に努めています。

問 今後のような安全対策を講じていくのですか。

答 今後の安全対策については、交通安全教室など、学校での安全教育を通して、さらなる啓発を図っていきたくと考えています。とりわけ、地域の方々による見守りも重要であることから、学校に対して、地域との一層の連携を図るよう、指導していきたくと考えています。

その他の問
● 安全・安心のまちづくり対策
● 文化芸術事業
● 脳脊髄液減少症への対策強化



原子力発電所

問 5月5日、泊3号機が定期検査のため停止し、42年ぶりに日本

にある50基の原発はすべて停止しました。いまだに福島第一原発事故の原因究明も安全対策もなされない中で、子どもたちを放射能被害から守るために、原発の再稼働を許さず、原発ゼロの日本を築こうという世論が広がっています。

市長は、大飯原発の再稼働についてどのように考えていますか。再稼働を許さず、原発からの撤退へあらゆる努力をすべきと考えますが、いかがですか。

答 第一原子力発電所の事故原因の徹底的な検証と、それを踏まえた安全対策や新たな原子力規制体制といった、必要となるすべての対策が講じられるまでは、議論を開始すべきではないと考えています。

生活保護申請

問 生活保護申請の意思の確認については職員の方から行う、関係書類がなければ申請できないと誤解されないよう十分な対応をする、さらに、口頭であっても申請の意思が表明されれば、申請を受理することを徹底し、現場での対応を改善させる方策が必要だと思えますが、どのように対処されているのですか。

答 国の実施要領に基づき、相談者の状況を把握した上で、他法、他

施策の活用などについて助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することとしています。

問 生活保護基準以下なのかどうか判断できるのは職員です。保護基準以下と思われる場合には、申請するよう職員が助言するべきだと思いますが、いかがですか。

答 相談があった場合には、生活保護の仕組みについて十分な説明を行っています。また、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに申請書を渡しています。

問 生活保護を申請するかしないか、申請書類に書いて提出するかどうかは、市民が自らの意思で決めることです。そのためには、申請書類は市民の手の届くところに置いておくべきだと思いますが、いかがですか。

答 申請用紙というものは、住民票の申請とか、そういった用紙とは同じものではありません。市民が自由にとつていくようなところに置くべきものではないと考えています。

その他の問
● 孤立防止対策
● 市営住宅家賃減免の見直し
● 災害時の要援護者への対応



市民自治の推進に向けた取り組み

問 市民自治の深化を図るためには、市民参加条例や行政評価条例、そして、市民が条例を提案、改廃するための住民投票条例等の策定を目指すべきと考えますが、今後どのように取り組むつもりですか。

答 今後、関連条例それぞれに係る現状や課題、他都市の状況なども踏まえ、慎重に検討していきます。

問 2011年度、全区に区民協議会が設置され、北区では防災西区では環境をテーマとするなど、各區でさまざまな活動が展開されています。今後、多くの区民の意見を反映していくことが必要ですが、いかがですか。また、将来の区民協議会の方向性をどのように検討していくのか、併せて伺います。

答 多くの区民の参加を得て意見を反映していくことは大変重要です。今後も、幅広く情報発信を行うなど、主体的な活動が活性化するように支援をしていく予定です。

ソーシャルファーム

(社会的事業所)

問 ソーシャルファーム、いわゆる社会的事業所は、労働市場での不利な立場にある人々の新たな就労を生み出す取り組みとして、重要だと考えます。本市は今後、どのように取り組んでいきますか。

答 ソーシャルファームは重要な政策課題です。他都市の先進事例や、国における支援体制の動向などを見極めながら、労働市場で不利な立場に置かれている方々に、どのような就労支援が可能か、取り組みの充実を含めて、検討してまいります。

問 地域の中で、誰もが孤立せず、排除されずに安心して働き、暮らせる環境づくりが不可欠です。このようなまちづくりの実現に向け、ソーシャルファームの理念を、現在検討されているまちづくり戦略ビジョンの中に、しっかりと位置づけるべきであると考えますが、いかがですか。

答 障がいのある方の社会的孤立を防ぐという理念は、非常に大切です。これからの考え方を、ビジョンの中にしっかりと位置づけていきたいと考えています。

その他の問

- 子どもの権利条例
- 男女共同参画社会の実現
- 豊平川水道水源水質保全事業



丘珠空港の再生策

問 わが国初の国産ジェット機MRJは、日本の技術の粋を集め、すぐれた燃費性能とプロペラ機並みの低騒音を実現する、環境に優しいジェット機として開発が進められ、世界中の期待が集まっています。丘珠空港へのMRJの誘致についての考え方を示してください。

答 今後、MRJを運用する航空会社への試験飛行や、定期便就航の意向について注視しながら、本市としての対応を考えていきたいと思っています。

問 就航率を上げるためには、空港の運用時間の延長が効果的です。地元の騒音問題や管制官の勤務時間など複雑な問題がありますが、HACの経営を支援し、丘珠空港を再生させる観点から、市民とともに協議を行い、本市が主体となって防衛省

に対する働きかけを行うべきではないかと思いますが、いかがですか。

答 所管をしている丘珠駐屯地に對しては、これまでも航空事業者からの要請などに応じ、かなり弾力的な運用に努めていただいているところです。今後も、実際に運航する航空事業者など、関係者の意見を伺いながら、本市としても協力をしていきたいと考えています。

行政サービスの業務改善

問 行政サービスのコストを個別に試算して、市民に公表する取り組みが全国の自治体で始まっています。例えば、救急車1回出動当たりのコストなど、身近な行政サービスの原価を試算し、公表することで、通常は見えにくい税金の使われ方を市民にわかりやすくするとともに、職員のコスト意識を高め、経費の節減につなげていくものです。本市も導入に向けて検討を進めるべきだと思いますが、いかがですか。

答 身近で具体的な行政サービスを抽出し、その原価を試算、公表することは、施策や事業の必要性などについて、より市民の理解を深めることになり、職員のコスト意識を具体的に高めるといっても有効

な手法であると考えます。他都市の取り組みなども参考にしながら、市民にわかりやすく伝えるための工夫を一層進めていきたいと考えています。

問 入札関係の告示は、本庁舎屋外の掲示場に掲示していますが、掲示を見る市民の立場に立つた形とは言えません。改善するべきではないでしょうか。また、本市が行う入札情報について、入札に参加を希望する事業者の立場を考え、できるだけまとめた1カ所のホームページで公開するよう、システムを改善するべきではないでしょうか。

答 これまでも、一定の掲示物については、市のホームページなどにより周知を図っているところです。今後は、掲示している告示の件名などについても、同様に周知を行うことを検討してまいります。入札情報に係るホームページの改善については、市民や事業者の皆さんにとって、より利便性が高まるよう、検討していきたいと考えています。

その他の問

- 子育て環境の充実
- 教育事務の業務改善
- 企業誘致、経済インフラ整備

平成24年第3回定例会 審議日程(予定)

下表のとおり、9月20日から11月2日までの会期44日間で開かれ、各会派の代表質問は9月25日から3日間の予定です。

月日	審議日程	
9月20日(木)	本会議	(招集日) 提案説明など
9月25日(火)	本会議	契約案件など議決 代表質問
9月26日(水)	本会議	代表質問
9月27日(木)	本会議	代表質問、議案付託 【決算特別委員会①】
10月1日(月)	(休会)	(常任委員会)
10月3日(水)	本会議	補正予算など議決
10月4日(木)	(休会)	【決算特別委員会②】
10月12日(金)	(休会)	【決算特別委員会③】
10月16日(火)	(休会)	【決算特別委員会④】
10月19日(金)	(休会)	【決算特別委員会⑤】
10月23日(火)	(休会)	【決算特別委員会⑥】
10月25日(木)	(休会)	【決算特別委員会⑦】
10月29日(月)	(休会)	【決算特別委員会⑧】
10月31日(水)	(休会)	【決算特別委員会⑨】 …討論・採決】
11月2日(金)	本会議	(最終日)

※本会議および決算特別委員会のインターネット中継を予定しています。

決算特別委員会のインターネット 中継を実施します!



本市議会では、議会情報を速やかにお伝えするため、本会議のインターネット中継を実施しています。平成24年第3回定例会から、「決算特別委員会」のインターネット中継も実施します。

委員会の傍聴に来ることができない方も、リアルタイムまたはお好きな時間に録画で、委員会をご覧いただくことができます。

市議会ホームページから、ぜひ、一度ご覧ください。

札幌市議会ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/gikai/>)

議員の所得などを公開しています

「政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づいて、議員から提出された次の報告書を公開しています。(平成24年提出分は平成24年7月2日(月)公開開始)

- ①資産等補充報告書(議員本人の土地や建物、預貯金などの資産の増加分についての報告書)
- ②所得等報告書(議員本人の所得についての報告書)
- ③関連会社等報告書(議員が役員や顧問などとして、報酬を得ている会社やその他の法人についての報告書)

閲覧時間 午前8時45分～午後5時15分
(土曜、日曜、祝休日を除く)

閲覧場所 市役所本庁舎16階 議会事務局

お問合せ 議会事務局総務課
(011) 211-3162

政務調査費の収支報告書の公開

市議会各会派に交付した、平成23年度分の政務調査費の収支報告書と領収書の写しを公開しています。

●政務調査費とは?

「地方自治法第百条第十四項及び第十五項一により制定された「札幌市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づき、議会における会派に対し、札幌市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものです。

●交付の方法は?

- ①対象 会派(所属議員が1人の場合を含む)
- ②金額 月額40万円×各月における当該会派の所属議員数
- ③方法 4月、7月、10月、1月に3カ月分を交付する。

※年度末において残額があった場合は返還します。

●収支報告について

各会派は、毎年度その収入・支出の状況を支出の科目(使途)ごとに報告することになっています。

閲覧時間/午前8時45分～午後5時15分

(土曜、日曜、祝休日を除く)

閲覧場所/市役所本庁舎15階議会図書室

お問合せ/議会事務局政策調査課

(011) 211-3164